

令和7年度前期委託訓練受託申請説明資料（主な留意点）

1 ガイドライン研修について

R3年度から、ガイドライン研修が必須となっているため、ガイドライン研修の有効期限を確認して契約時にガイドライン研修の有効期限が切れないかご確認ください。
また、企画書提出時にガイドライン研修の有効期限が分かる受講証明書等の写しを御提出ください。

2 デジタルリテラシーについて

全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの必要性・重要性について周知すること及びデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を必須とすること。

※訓練実施機関から全ての訓練受講者に【別紙1】の資料「デジタルリテラシーについて」を配付するとともに（白黒、両面等の形式は自由）、合わせて【別紙2】のリーフレットを配付し、厚労省ホームページには別紙1のカラー版も掲載されていることを周知すること。

【別紙3】 デジタルリテラシーチェックシートをご提出ください。

3 募集チラシの記載について

4年度前期開始訓練から募集チラシの右上に訓練のコース番号19桁を記載する必要があります。ついては、募集チラシを作成する場合は、スペースの確保をお願いします。なお、コース番号については、募集チラシ作成の際、各校にお尋ねください。

4 訓練修了者へのアンケートの実施

訓練終了後アンケートの実施をしますので、各高等技術専門校の指示に従い、御協力ください。

5 ジョブ・カード作成アドバイザーについて

ジョブ・カード作成アドバイザーとして登録されている方は、令和6年3月31までに全員の有効期限が終了しました。よって、キャリアコンサルタント、キャリアコンサ

ルティング技能士又は職業訓練指導員免許を保有する方のみがキャリアコンサルティングを実施できますので、御注意ください。

6 訓練実施委託費について

知識習得等コースに係る、訓練実施経費の1人1月当たりの上限額（外税）が、3千円引き上げられ、53,000円となりました。今後、国の予算の事情等により、内容変更の可能性があります。

※様式等は、ホームページに掲載している最新のものをご使用ください。

※本事業の実施は、令和7年度予算の成立及び国との協議が整うことが前提となります。

受託申請説明資料の内容については、国の実施要領改正に伴い、一部内容が変更になる可能性もありますのでご了承ください。